

公益財団法人 池谷科学技術振興財団
助成金交付規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人 池谷科学技術振興財団（以下「本財団」という。）定款第 4 条に定める助成の対象になる者に交付する助成金等（以下「助成金等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第 2 条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 先端材料及びこれに関連する科学技術分野において研究活動を行う研究者又は研究機関
- (2) 先端材料及びこれに関連する科学技術分野において研究調査を行う研究者の海外派遣又は招聘

(申請者の募集及び資格)

第 3 条 助成金の希望者（以下「申請者」という。）の募集方法は、公募とする。

2. 申請者は、政府・民間の機関、団体又は個人のいかんを問わないものとする。ただし、同一の研究について他の財団の助成金等を受けていないことを条件とする。

(申請及び申請期間)

第 4 条 申請者は、所定の申請書を本財団に提出しなければならない。

2. 申請の受付は、毎年 10 月 1 日から 11 月末日までに翌年度の申請を受け付けるものとする。ただし、特に必要が生じたときは、上記期間外においても申請を受け付けることができる。

(助成の対象となる経費)

第 5 条 助成の対象となる経費は、研究にあたり、通常必要とされる費用並びに海外派遣及び研究者招聘に要する費用とし、諸給与などの経費は除くものとする。ただし、研究のために臨時に雇入れた者に対する謝礼金は、この限りではない。

(助成金交付決定手続等)

第 6 条 本財団事務局長は、受け付けた申請書を、理事長の承認を得て、選考委員会に送付するものとする。

2. 選考委員会は、第 2 条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
3. 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会

は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

4. 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
5. 助成金は、全額又は必要により分割した額をもって申請者に交付する。

(助成金の決定通知)

第 7 条 前条により決定された助成金の決定通知は、毎年事業年度の初めに行うものとし、申請者に対し書面により通知する。

(研究計画等の変更)

第 8 条 助成金の交付の決定を受けたのちに、研究計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(研究費等の使用制限)

第 9 条 助成金を受けた者は、第 5 条の規定に従い、その研究等に必要な経費に使用しなければならない。

(整理保管)

第 10 条 助成金の交付を受けた者は、領収書及び受取書など関係書類を整理保管しなければならない。

(報告)

第 11 条 助成金の交付を受けた者は、研究活動等の終了後 9 ヶ月以内に、収支について理事長に報告しなければならない。ただし、研究者の海外派遣又は招聘の報告については、研究活動等の終了後 3 ヶ月以内とする。

(監査)

第 12 条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、助成金の交付を受けた者に対し、経理並びに研究事項等につき報告を求め、又は経理並びに研究の内容等につき監査することができる。

(研究報告の発表)

第 13 条 本財団は、助成金の交付を受けて実施した研究の全部又は一部を、研究業績集として印刷その他の方法をもって発表することができる。

2. 研究報告の要旨は、本財団の刊行物に掲載するものとする。

(刊行物の報告)

第 14 条 助成金により研究に従事する研究者が、研究の結果の全部若しくは一部を刊行又は発表する場合は、その刊行物又は別刷の一部を添付して、理事長に報告

しなければならない。

(実績の報告)

第 15 条 助成金の交付を受けた者は、研究活動等の終了後 9 ヶ月以内に、実績及び研究報告の要旨を理事長に報告しなければならない。ただし、研究者の海外派遣又は招聘の実績の要旨については、研究活動等の終了後 3 ヶ月以内とする。

(助成金の決定の取消、中止及び返還)

第 16 条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、又はすでに交付した一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出又は報告を行ったとき
- (2) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (3) その他この規程の目的に照してふさわしくないものと理事会が認めたとき

(細 則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。